



川監委発第177号
令和5年1月27日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 小野澤康弘様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 矢部 節
同 三上喜久蔵

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

市民部

地域づくり推進課、広聴課、防犯・交通安全課、男女共同参画課、市民課、
斎場

環境部

環境政策課、環境対策課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、
収集管理課、環境施設課

第3 監査の期間

令和4年9月12日から令和5年1月27日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和4年度（4月から9月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報管理について
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員
中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、監査の結果は、以下のとおりである。

【市民部】

(指 摘)

防犯・交通安全課

1 補助金の交付事務について

令和2年度の川越防犯協会事業補助金ほか2件について、令和3年度に提出された実績報告書を確認したところ、補助対象経費を超えて補助金を交付していた。

今後は、補助金等の交付手続等に関する規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

なお、補助事業については、その事業目的に照らして常に見直しを図り、交付すべき金額を精査するよう併せて要望する。

(意 見)

地域づくり推進課

1 収入事務について

自動販売機設置使用料について、許可書の使用許可期間が誤っていた。
今後は、財産規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

防犯・交通安全課

1 契約事務について

自転車整理業務委託について、委託業務実施計画書等の供覧がされていなかった件で、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

2 情報管理について

外部記録媒体について、鍵をかけずに書庫に保管されているもの、使用する職員が個々に保管し、鍵をかけているか確認できないものが見受けられた。今後は、外部記録媒体取扱要領にのっとり、適正に管理を行うよう要望する。

【環境部】

以下の事項を除きおおむね適正に執行されていた。

(意見)

資源循環推進課

1 契約事務について

機密文書処分業務委託について、契約書が旧書式のままになっていた件で、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、契約規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

※取り扱い

指 摘： 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らし、違反とまでは言えないが、その妥当性に何らかの課題が認められ不適切と言わざるをえないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は、行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。